

救 護 要 項

第38回 山形県中学校男子駅伝競走大会

第33回 山形県中学校女子駅伝競走大会

実行委員会 医事衛生部

1 方 針

第38回山形県中学校男子駅伝競走大会・第33回山形県中学校女子駅伝競走大会役員、監督、選手及び大会運営に従事する者に対して、救急看護の万全を期するために必要な事項を定め、円滑な大会運営を図る。

2 救 護

(1) 大会期間中の救護全般を掌握するために、大会事務局に救護本部を設置する。

大会事務局内救護本部

山形県総合運動公園 NDソフトスタジアム山形 大会本部内救護所を次のように設置する。

① 期 日 令和5年 9月 9日(土)

② 時 間 原則として各競技開始から終了時刻まで

③ 救護所 ア) 陸上競技場内(雨天走路内南側一室)に設置する。

イ) 救護所には養護教諭・医師を配置する。

ウ) 応急処置に必要な薬品を置き、応急処置を行う。必要に応じて医療機関に移送する。

エ) 医療機関に移送する場合は、当該校の職員が責任を持って付き添うことを原則とする。

オ) 救護の万全を期すため、大会期間中、消防署や医療機関との連携を密にする。

(2) 競技時間外における医療救護について

競技時間外における発病や負傷については、監督または引率責任者がその症状を適切に判断し、医療機関と連絡して処置するものとする。

3 受診について

(1) 医療機関で治療を受ける場合は、各種健康保険の「保険証」、日本スポーツ振興センター加入者は、所定様式の「医療等の状況」用紙を携帯提示すること。

(2) 治療費は本人負担とする。

(3) 医療機関で治療を受けた場合は、症状や治療の概要を速やかに救護所に連絡するとともに、「事故報告用紙」に記入し、救護本部に報告するものとする。